

滋賀の縁創造実践センター運営要領

(名称)

第1条 本会は、滋賀の縁創造実践センターと称する。

(目的)

第2条 本会は、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるまで、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体として設立する。

(活動)

第3条 本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員の拡大及び基金の拡充に関すること
- (2) 制度だけで対応ができないニーズに対するモデル事業の開発と実践に関すること
- (3) 県内各地域における、トータルサポートのための協働の仕組みづくり・県内外の先進事例の普遍化に関すること
- (4) 県内各地で相談・生活支援に取り組む支援者の支援に関すること
- (5) 制度の充実に向けた、国、県、市町への提言に関すること
- (6) 縁・支えあいの県民運動に関すること
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、滋賀の縁創造実践センターの設立趣旨に賛同する次の者とし、会員規定は別に定める。

- (1) 団体・法人会員
- (2) 個人会員
- (3) 賛助会員

(組織)

第5条 本会に総会、理事会、正副代表理事会議、企画会議、推進会議を置く。

(総会)

第6条 総会はすべての会員をもって構成する。

- 2 総会は、理事会で議決された要領の制定及び改廃、本会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算報告について承認する。
- 3 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。
- 4 議事録署名人は議長が指名する。

(役員)

第7条 役員は総会において承認された理事および監事で構成する。

- (1) 理事は15名程度とする。
- (2) 監事は2名程度とし、事業監査、会計監査を行う。

(理事会)

第8条 理事会は必要に応じて代表理事が招集する。

- 2 理事会は要領の制定及び改廃、本会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算報告を審議・議決する。
- 3 理事のうち、2名を代表理事、3名を副代表理事とする。
- 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により選出する。

(正副代表理事会議)

第9条 正副代表理事会議は代表理事及び副代表理事で構成する。

- 2 正副代表理事会議は、理事会で承認された事業計画及び収支予算にもとづき業務執行を行う。
- 3 正副代表理事会議は企画会議及び推進会議を統括する。

(企画会議)

第10条 企画会議は、代表理事が承認した企画員で構成し、必要な事項は別に定める。

- 2 企画会議に全体会と、必要に応じて正副代表理事会議で承認された小委員会を置く。
- 3 小委員会は、モデル事業の企画立案を行う。
- 4 全体会は、小委員会と連携し、正副代表理事会議で指定されたモデル事業の実践を通じて地域版プラットフォームの形成を図る。
- 5 各小委員会にリーダーを置き、リーダー会議により全体の調整を行う。

(推進会議)

第11条 推進会議は、各市町社協から推薦のあったもののうちから代表理事が承認したもので構成する。

- 2 推進会議は、地域版プラットフォームづくりの円滑な推進のため市町域の課題整理等を行う。

(会計)

第12条 本会の経費は、滋賀県社会福祉協議会に設置されている滋賀の縁創造実践センター運営基金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、平成26年度は平成26年9月1日から始まり、平成27年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は滋賀県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、理事会において協議して定める。

付則

この要領は平成26年9月1日から施行する。

この要領は平成27年4月28日から施行する。